

総務文教厚生常任委員会記録

- 1 日 時 令和7年1月24日（金）午前10時42分～午前11時24分
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 出席委員 （副委員長） 岡本 泰行
（委員） 坂ノ井 徳 篠脇 丈毅 田中 晴美 長友 光子
平井 保彦 山本 達也
- 4 欠席委員 （委員長） 岩田 優美
- 5 委員外議員 岡村 茂樹 下村 太郎 中川 隆志 平岡 実千男 藤沢 宏司
- 6 執行部参与
（総合政策部）部長 宮本 太郎
政策企画課 課長 上田 芳枝
（健康福祉部）部長（社会福祉事務所長） 日浦 隆雄
社会福祉課 課長 山本 直邦
- 7 議会事務局 次長 兼深 博史 次長補佐 寺岡 富美 書記（主査） 坪野 芳美
- 8 協議事項

1 【付託議案等】

- (1) 議案第1号 令和6年度柳井市一般会計補正予算（第6号） [政策企画課・社会福祉課]

（ 開会 午前10時42分 ）

副委員長（岡本 泰行） 皆さんお揃いでございますので、委員会の開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「お願いします」 「御着席願います」 】

副委員長（岡本 泰行） まず初めに、本日は、岩田委員長より、委員会条例第13条の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、皆様方に御報告を申し上げておきます。

従いまして、これより委員会条例第16条第1項の規定により副委員長の岡本が委員長の職務を行います。

ただいまから、総務文教厚生常任委員会を開会いたします。

各委員の皆さん、執行部の皆さんには、大変お忙しい中、御出席くださいます、誠にありがとうございます。

また、本日の会議に5名の委員外議員さんより、出席したい旨の申出がございましたので、これを許可したいと思います。

本日の協議事項につきましては、本会議で当委員会に付託となりました議案1件でございます。発言の際には、挙手の上、大きな声でハッキリと発言していただきますよう、お願いいたします。それでは審査を行います。

議案第1号、柳井市一般会計補正予算（第6号）について、執行部から補足説明がございま

したら、お願いいたします。

政策企画課長（上田 芳枝） 補正予算について補足説明いたします。補正予算書8頁をお願いいたします。企画費となります。昨年暮れの国の令和6年度補正予算により本市に配分された、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を主な財源としてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民の生活支援を図るため、やない暮らし応援買物券の配布に要する経費を計上しております。昨年度は令和5年6月及び令和5年12月に買物券事業についての補正をお願いいたしましたが、これと同様のやり方で行うものでございます。市が5,000円分の買物券を直接御家庭に配布し、市民の皆さんはあらかじめ取扱店に登録しているお店で、その買物券を使って買い物ができるというものでございます。買物券は1,000円分の買物券を5枚ということで、その内訳としては共通券が3枚、小規模店専用が2枚とする予定でございます。令和7年2月1日現在の市民を対象に、買物券を3月中に配布する予定でございます。買物券の使用期限は6月末までを予定しております。買物券取扱店舗については、補正予算成立後、広報やホームページ等により、店舗について募集をする予定でございます。それでは予算について御説明します。需用費は、用紙やプリンタトナーなどの事務用品である消耗品費と、店舗が換金するときの換金請求書の印刷や、広報やないに掲載しますので、その印刷製本費を計上しております。役務費の通信運搬費は、買物券を市民全員にお配りしますので、その郵送費や、買物券取扱店舗の募集等に係る郵送費でございます。委託料のやない暮らし応援買物券換金業務委託料は、買物券取扱店で買物した場合の買物券の換金業務に係る費用と、買物券の換金原資を委託料として計上させていただいております。やない暮らし応援買物券作製等業務委託料は、買物券のデザイン、買物券の作製業務、配布する際の説明文書や、店舗一覧表、封筒の印刷、そして、買物券や印刷物を封筒の中に入れる作業とその封筒ののり付けなどの封入封緘作業についても一連の作業として委託することとしているため、その予算を計上しております。この買物券に係る事業費については、さきほど申し上げたとおり、7頁歳入の国庫補助金、総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当して実施することとしております。また、5頁の繰越明許費補正の追加に、やない暮らし応援買物券事業とありますが、先ほど説明したように使用期間を令和7年6月末という計画でございますので、年度内に支出が完了しない見込みのものについては、繰越を行うこととしております。

社会福祉課長（山本 直邦） 予算の説明に入ります前に、別紙でお配りしておりますA4縦の資料をベースに概要を説明させていただきます。タブレットを御覧ください。本事業は、国の国民安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に基づく物価高の影響を受ける低所得者支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業でございます。令和6年度における住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を、加えて給付の加算として当該世帯において扶養されている18歳以下の子ども一人当たり2万円を給付するものでございます。基本的には、直接対象世帯の指定口座へ振り込む形での給付の支給方法を想定しております。資料裏面をお願いいたします。口座情報の無い方については、（1）確認書で口座情報等の記入をいただいたうえで、御返送いただき、内容を確認後、所定の口座に振り込むことになります。また、（2）給付対象世帯の判定ができない場合は申請が必要となります。給付の時期につきましては、可能な限りすみやかに行いますが、令和7年3月下旬を目途に、1回目の給付ができる

よう準備を進めてまいりたいと考えております。周知につきましては、これまでと同様にホームページ、広報やないを活用するほか、チラシ等で民生委員・児童委員の方々へも行い出来る限りのことはしてまいります。それでは、補正予算書の9ページをお願いいたします。1項社会福祉費、13目低所得者支援及び定額減税補足給付金事業費でございます。記載のとおり、3節職員手当等に職員の時間外勤務手当を、10節需用費に封筒、紙代等の消耗品費と広報印刷代を、11節役務費に郵送に必要な通信運搬費と口座振込手数料を計上しております。12節委託料につきましては、今回の給付に必要な電算システム改修委託料を計上しております。18節負担金補助及び交付金につきましては、支給対象となる世帯を住民税非課税世帯は、5,000世帯で1億5,000万円、こども加算対象500人と見込みまして、1,000万円を計上しております。次に歳入についてでございますが、7ページにお戻りいただけたらと思います。本事業は10分の10の交付金活用事業になっておりまして、給付金部分が1億6,000万円、事務費部分が783万4,000円、それぞれ充当されます。事務手続きについて、今回は主に直接対象世帯の口座に振り込む形ではありますが、改めてチェック体制、具体的には複数での確認を行うことを基本に、正確かつ丁寧な対応に努めてまいります。最後に5ページをお願いいたします。本事業の申請期限につきましては、来年度へ繰り越す予定としておりますので、記載の額を上限額とした繰越明許費の設定をしております。説明は以上でございます。

副委員長（岡本 泰行） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 8ページの委託料ですね。委託先として柳井商工会議所がその範疇にありますか。

政策企画課長（上田 芳枝） 前回、前々回の2回ほど買物券事業を行ってまいりましたが、そのノウハウを生かすために換金業務について商工会議所に委託を予定しております。

委員（篠脇 丈毅） 実は今朝、びっくりしたのですが、新聞折り込みで、このやない悠々買遊帳というのが入っておりまして、これは今日の議案そのものではないかなと思ひまして、びっくりしたのですが、これに記載されているのが小規模事業者応援キャンペーンというふうにあるので直接は関係ないと思うのですが、小規模事業者に対して特に2,000円があたるので、そういう事業者のためにこれが配られて、非常にタイムリーに市民に配布されたなど、逆に議会はプレッシャーを感じるという感じですが、その辺りはどういうふうに感じていますか。

政策企画課長（上田 芳枝） 本日新聞折り込みで、篠脇委員さんがお示しされたものが入るということは承知しておりませんでしたが、買物券について、共通券についてはもちろん小規模店でも使えます。ですので最大5,000円分が小規模店で利用されることも想定されますが、取扱店舗についてはこれまでの登録があったところには直接、意向を確認するために文書をお送りし、新規についてもホームページや広報で募集をします。途中でも随時、取扱店舗については募集をしておりますので、途中から応募された場合は最初に同封する取扱店舗一覧表には掲載することはできませんが、取扱店舗についても追加があればホームページ等で周知をしていきますので、そういった意味で、今回掲載されていないお店でも取扱店舗として登録されれば買物券の取扱対象にはなります。

委員（篠脇 丈毅） 要望にしておきますが、市民たる消費者が戸惑いのないように、この物価高騰対策の国の考えが十分に行き届くように、ぜひ広報等をお願いしたいと思っております。以

上です。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

委員（長友 光子） 先ほども申しましたが住民税非課税世帯には一世帯 3 万円、一人 2 万円の給付金がありますが、かろうじて課税をされて、でも低所得というところが一番大変だと思っています。そこには 5, 0 0 0 円の買物券のみの援助になります。それが物価高騰に苦しむ市民に対してどれだけの援助になるかということを疑問に思っています。このことはどうお考えでしょうか。

政策企画課長（上田 芳枝） 先ほど市長も答弁しましたが、物価高騰対応ということで消費喚起という面も含めて、広く使える買物券というものを考えております。また、国も速やかな執行を求めていますので、これまで 2 回実施した買物券事業をすることで、速やかに、生活に苦しんでいる方にお届けできるのではないかと考えて、本事業を実施することといたしております。

委員（長友 光子） 苦しめる方に届く額が少ないと思います。限られた予算の中でというお話がありました。限られた予算だからこそ、より困っている人に重点的に援助する、そういう政策をするべきだと思っています。一方、消費対策という意味も含めておられるというのは理解できます。それは大事なことだと思いますが、まず第一はこの物価高騰、スーパーに行っても本当に高いです。キャベツ、白菜だけでなく、庶民の果物と思っていたみかんも高いです。食事普通の食事ができないぐらい、低所得者にとっては大変な物価高騰です。水道料金も今までずっと高負担、その上に物価高騰。それで水の使用を控えるという家庭も出ています、非課税でなくてもです。本当に健康で文化的な最低限度の生活ができるかどうかという境目におられる方に、しっかり援助すべきだと思いますがいかがですか。

総合政策部長（宮本 太郎） 先ほど本会議場で市長が答弁申し上げましたように、いろいろな御事情を抱えておられる市民の方がいらっしゃるということは、我々も承知をいたしておりますが、一方で、昨今、マスコミ等でも報道されておりますように、食料品、ガソリン等の燃料費も非常に値上げといえますか、非常に高くなって、市民生活を圧迫している状況の中で、できるだけ速やかに事業効果を発揮しなければいけないという観点を持っております。そういうことで先ほど課長も申し上げましたように、すでに前年度、2 度実施しておりますこの暮らし応援買物券につきましては、我々にもノウハウの蓄積があり、速やかな事業執行が可能であると考えておりますし、また事業効果といたしましても 9 8 % 近い利用が見込めるということもございします。そういった様々な観点から検討いたしまして、あまねく市民の日常生活を支援させていただくという趣旨でこの買物券を導入させていただくということで御提案申し上げているしだいでございます。

委員（長友 光子） 今日が申し込みの期限ということでしょうか、国に対する。失礼しました。実施計画がなかったら、おりてこないということでしょうか。

政策企画課長（上田 芳枝） 県を通じてになりますが、実施計画は提出をしております。

委員（長友 光子） 柳井市議会での審議はまだですが。

政策企画課長（上田 芳枝） 実施計画なので、計画としてはこういったことを考えているかということを県には伝えております。

委員（長友 光子） 今までの経験を生かしてということで、この事業を三度されるということですが、その前にやはり、この趣旨、一番の趣旨が物価高騰に苦しむ市民に援助するというお金ですから、その趣旨を考え直すと、やはり一番必要なところにしっかり届かない政策ではないかなと思っていますが、その辺りいかがですか。

総合政策部長（宮本 太郎） 繰り返しになるかもしれませんが、昨年12月17日に国の補正予算が組まれまして、同日、事務連絡ということで内閣府地方創生推進室から各自治体に対して、令和6年度補正予算の成立を踏まえた重点支援地方交付金の取扱い等についてという通知文書がまいっております。その中にも今般の経済対策において、対策の早期執行が掲げられたこの補正予算の趣旨を十分御理解いただき、重点支援地方交付金を活用した支援について、可能な限り早期の予算化に向けた検討を引き続き進めていただきたい旨の通知があったところでございます。我々はその趣旨に鑑みまして、できるだけ速やかにこの事業を執行することによって市民生活を早期に支援することができるということを考えました。従いまして、先ほども申し上げたとおり、すでに昨年度2度実施したこの暮らし応援買物券であれば、スムーズな事業執行が可能であるという、ノウハウの蓄積もありますし、実績としても98%近い利用、事業効果が見込めるということでの判断のもとに、この度御提案申し上げたということでございます。いろいろな経済的な事情を抱えておられる市民がおられるということは我々も承知はいたしておりますが、あまねく市民の皆さんに恩恵がいきわたるような形の事業として、この事業を判断したということでございます。

委員（長友 光子） あまねくという所に疑問を感じております。やはり、必要な所に届くような政策が必要だと考えております。そのことを述べて終わります。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 奉行） ないようでございましたら、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

委員外議員（下村 太郎） 1点だけ。3月からの発送ということで、暮らし応援買物券のお話がありましたが、完全に全世帯に配布が完了するのはどれくらいのイメージをお考えでしょうか。

政策企画課長（上田 芳枝） 3月中旬から発送するにあたって、個人にゆうパックでお届をするようになりますので、受け取りの確認も必要になってきます。また、数も多いので、何回かに分けて発送するようになります。中には、不在票が入っても連絡をされない方もいらっしゃるため、そういう方は市に戻ってまいりますので、3月末から4月上旬には、取りに来られない方もいらっしゃるのですが、4月上旬には届けられるのではないかと、考えています。

副委員長（岡本 奉行） 他にございませんか。

委員外議員（中川 隆志） 両方に関係すると思うのですが、対象者に対しては手紙が行くわけですよ。それに対して、応募するというか、返事をして結果が可能になると思うのですが、実際に届いたけれど提出しない人、出さない人はどうするのですか。それはそれで無視されるのですか。

政策企画課長（上田 芳枝） 買物券に関してお答えしますと、対象者には全員、こちらからお送

りますので、不在、転居等で宛て所に訪ねあたらないなど、届けられない部分もあると思いますが、一応全員にお送りする予定です。

社会福祉課長（山本 直邦） 給付金については、直接申し込み型がほとんどになります。対象者の方には直接振り込みます。辞退の申し出をされる方、口座の変更をされる方、そういう方については期限を待って、振り込みの準備をするようになります。

委員外議員（中川 隆志） 当初予算で電算システム改修料が1,000万円計上されています。そして今回の補正で500万円計上されていますが、同じ事業をするのに、どうして新たにまたシステムを改修する必要があるのですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 1,000万円の委託料については、令和6年度に新たに非課税になった方、新たに均等割課税になられた方、かつこども加算、併せて定額減税補足給付金事業がございます。こちらについての1,000万円のシステム改修委託料になります。この度は、先ほどからでております12月に国の補正予算を受けまして、こちらについては改めて、令和6年度の非課税世帯への給付金、併せてこども加算、こちらについてのシステム改修を行います。この度のシステム改修につきましては、基準日を令和6年12月13日とし、改めての事業になりますので、今回500万円という委託料を計上したものでございます。

委員外議員（中川 隆志） こども加算については当初予算でも補正でもありますが、それと新たに非課税世帯になるというのも現状の予算で。その二つについては別に新たに改修する必要はないのではないかと思いますのですが、そういうわけにはいかないのですか。

社会福祉課長（山本 直邦） 今申し上げましたように、当初予算の段階では令和6年6月3日が基準日でございました。この度は12月13日と基準日が違います。この辺りも間違いがあってはいけませんし、改めてシステム改修を行いまして、対象者の抽出を間違いのないように行いたいということでございます。

委員外議員（中川 隆志） 基準日が6月ということは6月ですべてが決まるわけではなくて、12月にはまた新たに、何人か人が増えたり減ったりして、そういうことで変わってくるということですか。

健康福祉部長（日浦 隆雄） 本会議場でも質問がありましたが、今回改めて国の補正予算が成立したので、今一度ということではあるのですが、システム改修については、今課長が申し上げましたように、基準日がそれぞれございます。そうなりますと、システム改修というものは、あくまでその基準日に、まずは住民登録がないといけない。これが第一前提です。ということは、そこで今一度、同じ作業をしなければいけない。そういったシステムを構築するわけです。併せて、税情報についても基本的には6月に住民税の当初賦課ということで、ほとんどの方がそれ以後変わらないのですが、税の更正がかかる方、あるいはその後に確定申告をされる方など、税情報も変わる可能性があります。そうしますと、税情報も今一度すべての確認をして、非課税世帯を抽出する。併せて、マイナンバーカードの公金口座情報、あるいはこれまでの給付金の口座の情報、それを分かる人は先ほど言いました直接その口座に振り込むという通知を申し上げて、書類の提出は不要と申し上げましたが、そういった口座情報についても、マイナンバーでの紐づけであれば、随時変更できるわけでございます。従いまして、そういった口座情報も今一度確認をするわけです。すでにシステムが出来上がっているのではないかと思います。

ちなところはありますが、改めての作業が必要となり、そういったことでシステム改修が必要ということでございます。

委員外議員（中川 隆志） 6月以降変更があるから、それはやらないといけないということは理解できます。それで、買物券についてお伺いしますが、本来の目的はどちらですか。小売店に対する援助なのか、それとも市民に対する援助ですか。

政策企画課長（上田 芳枝） 基本は市民に対する援助となります。物価高騰の影響を受けている方々への支援ということが目的であります。

委員外議員（中川 隆志） もしそうであれば、別に登録しない場所でも使えるようにしてもいいのではないかなと思うのですが、そういうわけにはいかないのでしょうか、登録しない小売店でも使えるように。小売店が嫌と言うのでしょうか。

総合政策部長（宮本 太郎） 御指摘の部分はあろうかと思うのですが、実際は事業者によっては換金までのタイムラグがあることを嫌われる事業者さんも中にはおられますので、どこでも使えるということはなかなか難しいと我々は思っております。

委員外議員（中川 隆志） 最後にしますけれども、過去に2回されて3回目で慣れているからするのだというお話ですが、効果もあったと言われて、利用率の話をされましたが、98%。それは効果なのですか。住民、市民の生活に対して、5,000円の支援、買物券の支援が本当に市民が裕福になった、楽になったと実感をしたかどうかというところに成果の一番重要な所があるのだと思うのですが、そういう視点はないのでしょうか、この買物券に対して。

総合政策部長（宮本 太郎） 額といたしましては5,000円ということでございますし、先ほど課長が申し上げましたように、主には国民の安心と安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の一環という側面もございますが、一方では柳井商工会議所からも令和7年度の要望ということで、消費喚起を行ってほしいということもございますので、柳井市全体をみた時に、消費者も一定の、5,000円ではありますけれども、生活の支援になる。しかもそれが地元の消費に回ることによって、事業者の事業活動にも一定の支援になるということでございますので、金額の上限を言えば際限がない部分もございますけれども、我々としては今回の事業規模で実施をさせていただきたいという考えでございます。

委員外議員（中川 隆志） 要するに、安くない金を使うわけですね。市の200億円近い予算の中から、約3億円使うわけですね。それに対して、その成果はまったく考慮しないわけですか。市の予算の1%以上のお金を使っているわけです。ということは自治体の最大の目的は、義務は最小の投入で最大の成果をあげることなわけです。果たして、3億円を使って、本当に最大の成果があったのか。いつも言いますが、検証が一切できていないと思うのです。だからそれをしないでこれをするのは、私はおかしいのではないかなと思っているのだけど、成果の検証はどのようにされるのでしょうか。

総合政策部長（宮本 太郎） 成果の検証というものが数値的に云々というのは、実際に執行された金額が市中で回ったということで、我々は判断するということになりますので、先ほど申し上げましたように98%近い利用があったということであれば、それだけ投入した予算が市中で回って、それが一定の経済効果を生んでいる。なおかつ、それを一定、御評価いただいたということで柳井商工会議所からも引き続いて同様の事業実施を求められてきたということも

ありますので、その辺りは柳井商工会議所の会員企業である地元事業者さんから、一定の御評価をいただいているのではないかと考えています。

委員外議員（中川 隆志） ですから、先ほど聞きましたが、小売店に対する支援なのか、住民に対する支援なのかと。住民に対する支援だとおっしゃっている。それであれば、市民がそれでどれだけ満足できたのか、できなかったのか、あるいはそのお金が非常に役に立ったと思っているのか、思っていないのか、きちんと数字で出してきて、皆さんの前で示してこそ、買物券は有効であるということが示せるのではないのですか。

政策企画課長（上田 芳枝） 市民に関しては98%の方が受け取り、その内97.7%の方が利用をされているので、その利用されているということが効果がでているということとを考えております。

副委員長（岡本 泰行） 他にございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 奉行） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより議案第1号について委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決と決することに、御異議ございませんか。

【 「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり 】

副委員長（岡本 奉行） 御異議のある方がおられますので、これより挙手による採決を行います。議案第1号について、これを原案のとおり可決と決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【 挙手多数 】

副委員長（岡本 奉行） 挙手多数と認めます。よって議案第1号は可決と決しました。

以上で、付託議案の審査を終わらせていただきます。皆様方には、慎重なる御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

（ 閉会 午前11時24分 ）

副委員長署名 _____ 岡本 泰行